令和5年度稲敷市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託 プロポーザル企画提案書作成要領

1. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年1月30日(月) 16時00分

(2) 提出先 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1

稲敷市役所 地域振興部

まちづくり推進課 ふるさと納税担当

(3) 提出方法 持参、または郵送(配達証明付書留郵便に限る。提出期限日必着)

(4) 提出部数 様式1 : 1部

様式2~3 : 9部

2. 企画提書等の作成及び記載上の留意事項

- (1) 企画提案書作成上の留意事項
 - ・ 企画提案書作成にあたっては、別添、参加説明書及び仕様書に留意すること。
 - ・ このプロポーザルに参加するときは、プロポーザルに参加する旨の企画提案書 (様式1)1部と、(様式2)(様式3)9部を上記期限までに提出すること。
 - ・ 本要領において記載した事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効にする場合があるので注意すること。
- (2) 企画提案書等の作成方法
 - ・ 企画提案書は、(様式2)(様式3)に示すとおりとし、用紙の使用は片面とする。
 - ・ 企画提案書(様式 1) A 4 判縦、(様式 2) (様式 3) はA 3 判横とし、ファイル または紐で綴ること。
 - ・ 任意様式の添付も可とする
 - 全体で25ページを超えないものとする。
- (3) 記入要領及び注意事項
 - a. 工程表(様式2)

用紙の大きさはA3判横とし、特定通知後(2月中旬)の準備期間から令和5年4月1日以降のワンストップ特例申請書受付の年間工程表とする。(令和5年2月中旬~令和6年3月31日)

b. 企画提案内容課題1~4 (様式3)

用紙の大きさはA3判構とし、以下の要求に関する提案を記載する。

企画提案内容 課題1:業務フローの提案

企画提案内容 課題2:セキュリティ管理体制

企画提案内容 課題3:市現存システムとの連携

企画提案内容 課題4: 寄附者への利便性・ペーパーレス化・オンライン化提案

【企画提案内容作成の注意】

- ・ 要求に対する提案は、1要求1枚の用紙に収め、文章および図示での表現を用いて、簡潔に記述すること。
- ・ 業務のイメージを表現するために写真、イラスト等を使用することは認めるが、 提出者が特定できる名称等を記入してはならない。
- ・ 提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む)を特定することができる内容 の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

(4) 企画提案書の無効

提出書類について、次の場合は無効とすることがある。

・提案の基本的考え方が文章で簡潔に記述されていない。

3. 見積書

見積書、見積内訳書を作成し、企画提案書とあわせて提出すること。見積書は「令和5年度稲敷市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託仕様書」を参考とし、ワンストップ特例申請受付業務、受付完了通知、不備通知発送手数料、引継ぎ等の諸費用を含めた委託料の見積り合計額とする。企画提案内容に沿った見積りとすること。

- ・ 書式は任意様式とする。
- ・ 受付処理に係る単価を明記すること。
- ・ 後納郵便料金代は含まない。

4. その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。 なお、ヒアリングを行うことになった場合も、ヒアリングに関する費用は、提出者の 負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 企画提案書の取扱い
 - ① 提出された企画提案書を、市の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された企画提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
 - ③ 上記②において、企画提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面(書式自由、ただしA4判とする。)にその旨を記載し、提出すること。

- ④ 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記②の場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に企画提案書及び複製は廃棄する。
- ⑤ 提出された企画提案書及びその複製は、企画提案書の特定及び上記②以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ⑥ 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。